

熊野古道伊勢路プロモーション動画制作等委託業務
企画提案コンペに関する質問及び回答

質問 1

「登山やトレッキング、アウトドアに関する動画投稿で話題性のある著名なユーチューバー(チャンネル登録者数 1 万人以上を想定)等のインフルエンサーを動画に起用すること」とあるが、上記のインフルエンサー以外に、予算内でその動画に、別のタレントを稼働させることは可能か。

(業務仕様書 4 (1) ①イ (ア) 関係)

回答 1

契約上限額の範囲内で、プロモーション動画にインフルエンサー以外の出演者を起用することは可能です。

質問 2

今年度制作予定の熊野古道伊勢路プロモーション動画の目標再生回数についての想定はあるか。

(業務仕様書 4 (1) 関係)

回答 2

想定はありませんが、実施スケジュールをふまえ、実現可能な範囲で、動画の目標再生回数を提案いただくことは可能です。

質問 3

「伊勢路の魅力を発信して、新たなファン層の開拓やリピーターの獲得につなげるため、4 (1) にて制作するプロモーション動画と連動するトークライブイベントを 1 回開催することとし、受託者は、次の内容を含め、実施内容の企画・運営・進行管理を行うこと。ただし、実施内容の詳細は、提案をふまえ県と協議のうえ決定する」とあるが、イベント実施は県外開催(例えば東京都内など)も可能か。

(業務仕様書 4 (2) ①関係)

回答 3

県外での開催も可能です。ただし、会場も含めて実施内容の詳細は、仕様及び提案内容をふまえ、県と協議のうえ決定します。